

承和期前後の国際交易 張宝高・文室宮田麻呂・円仁とその周辺

田中 史生（関東学院大学経済学部助教授）

はじめに

律令国家における国際的な物流システムは、往来する外交使節の管理を軸に国家管掌下に置かれることを基本とし、これらがもたらすモノには、その交換・確保の次元で、天皇中心の政治世界を具現化する役割が期待されていた⁽¹⁾。遣唐使もその一つであり、例えば『日本後紀』逸文大同2年(807)正月丙辰条に「大唐信物綾錦香菓等、班賜参議已上」(『日本紀略』『類従国史』78)とあるのは、延暦の遣唐使の持ち帰った成果が、天皇を中心とする階層社会に準じて分配され、あるいはそれを天皇以下参議以上が優先的に確保した様子を伝えるものである。これに次ぐ承和の遣唐使も、それがもたらした「唐物」が、伊勢神宮に奉られ、あるいは建礼門前に雑置されて「宮市」と呼ばれる内蔵寮官人・内侍ら参加の交易が催された(『続日本後紀』承和6年10月辛酉条・同癸酉条)。その2ヶ月後に仁明天皇は建礼門まで出かけて、光仁・崇道・平城・桓武の4天皇の山陵へ「唐物」を奉る使者をわざわざ見送ったが(『続日本後紀』承和6年12月辛酉条)、佐伯有清氏はこの時天皇が建礼門に出向いたのは、ここにまだ「宮市」の「唐物」が置かれていたためと推測する⁽²⁾。

しかし一方で、遣唐使派遣も結果的に最後を迎えた承和期は、こうした外交使節の往来を軸とする、いわゆる天皇に一元化された国家先買システムだけで対外交易を捉えることができなくなった時代でもある。承和の遣唐使で入唐した円仁の『入唐求法巡礼行記』(以下『行記』と記す)には、唐から日本へ物品・知識移入を目論んだ人々の、唐での旺盛な活動が様々に記録されている。円仁が目撃した張宝高(保阜)ら新羅人の唐での活発な活動が、日本においては政府の目をかいくぐる張宝高と前筑前国守文室宮田麻呂の交易に発展したことも(『続日本後紀』承和9年正月乙巳条)、よく知られた事実である。

ところで近年、こうした『行記』、あるいは六国史に明らかな9世紀以後の国際交易の拡大、多様化が、日本国内政治とも深く結びつく様相を持っていたことが様々に指摘されるようになってきている。これらの議論は、東アジアを政治関係から経済関係へという概況で捉え、あるいは平安期の日本国内政治は国際社会から孤立していったとする従来説を見直す研究動向とも結びついている。その視角は、石母田正氏の国際的契機論を平安期に広く適用した石上英一氏の研究によって本格的に提示された⁽³⁾。最近では、この点が国際交易活動がもたらす国際社会の混乱の国内政治への波及の問題として、具体化されつつある。しかし、国際交易と国内政治を媒介する要素・構造については、国際交易の参加者が支配者層を中心としたということ以外、依然その実像が不明瞭なまま議論は進行しているように思われる。例えば、国際交易と国内政治の関連性を積極的に評価する研究のなかには、支配者層の交易動機を私的な貿易活動のレベルで理解し、その加熱状況が交易独占をはかる国家の、あるいは他の有力支配者層の脅威となったのではないかとみる向きがある。もしそうであれば、当該期の列島社会にとっての国際社会は、支配者層が個別に利潤を求めて繰り出す経済関係の世界として広がりつつあったこと自体を認めなければなるまい。ただ、それを好まぬ国家によってこれが政治的問題に変換されたか、あるいは貿易をめぐる対立・矛盾が秩序を危機に陥れ公権力の政治介入を許したということになるだろう。し

かし、この見通しの問題は、私的な利潤追求と理解されがちな支配者層の交易活動の、その動機の内容に実証的な説明がほとんど加えられていないことにある。当該期の旺盛かつ多様な国際交易に、なぜ日本の支配者層が群がったのか、そしてそれがなぜ政治史と絡みつくのかはあらためて問われなければなるまい。

以上のことから本稿は、承和期前後に多様化した国際交易に焦点をあて、その背後にある社会状況を、主に張宝高と文室宮田麻呂の取引、あるいは円仁とその周辺の交易活動から捉えて、9世紀国際交易の構造・特質の一端を明らかにすることを目的とする。

1. 文室宮田麻呂と承和の変

文室宮田麻呂と張宝高の取引実態を日本政府が把握したのは、円仁の入唐求法の最中、すなわち宝高が新羅の王位継承に深くかかわり、娘を新羅文聖王の妃に入れようとして暗殺された事件の直後のことであった。これを記録する『続日本後紀』の記事を、内容から便宜的に a・b と分けて以下に提示することにしよう。

① 『続日本後紀』承和9年(842)正月乙巳条

- a 新羅人李少貞等卅人到_レ着筑紫大津_一。大宰府遣_レ使問_レ来由_一。頭首少貞云。張宝高死。其副将李昌珍等欲_レ叛乱_一、武珍州列賀閻丈与_レ兵討平、今已無_レ虞。但恐賊徒漏_レ網、忽到_レ貴邦_一、擾_レ乱黎庶_一。若有_レ舟船到_レ彼不_レ執_レ文符_一者_上、並請_レ切命_一所在_一推勘収捉_上。又去年廻易使李忠揚円等所_レ費貨物、乃是部下官吏及故張宝高子弟所_レ遺。請速発遣。仍費_レ閻丈上_一筑前国_一牒状_上参来者。公卿議曰。少貞曾是高之臣、今則閻丈之使。彼新羅人、其情不遜、所_レ通消息、彼此不_レ定。定知商人欲_レ許_レ交通_一、巧_レ言攸_レ僞。今覆_レ解状_一云。李少貞費_レ閻丈上_一筑前国_一牒状_上参来者。而其牒状無_レ進_上上宰府_一之詞_上。無_レ乃可_レ謂_レ合_レ例。宜_レ彼牒状早速進上_一、如牒旨無道。附_レ少貞_一可_レ返却_一者。《略》
- b 又曰。李忠等廻易事畢、帰_レ向本郷_一、逢_レ彼国乱_一、不_レ得_レ平着_一。更来_レ筑前大津_一。其後於_レ呂系等化来_一云。己等張宝高所_レ撰嶋民也。宝高去年十一月中死去、不_レ得_レ寧居_一。仍参_レ着貴邦_一。是日、前筑前国守文室朝臣宮田麻呂、取_レ李忠等所_レ費雜物_一。其詞云。宝高存日、為_レ買_レ唐国貨物_一、以_レ絶付贈。可_レ報獲_レ物、其数不_レ尠。正今宝高死、不_レ由_レ得_レ物实_一。因取_レ宝高使所_レ費物_一者。縦境外之人、為_レ愛_レ土毛_一、到_レ来我境_一、須_レ下_レ欣_レ彼情_一令_レ得_レ其所_一。而奪_レ廻易之便_一、絶_レ商賈之權_一、府司不_レ加_レ勘発_一。肆令_レ并兼_一、非_レ失_レ賈客之資_一、深表_レ無_レ王憲之制_一。仍命_レ府吏_一、所_レ取雜物、細碎勘録、且給且言。兼又支_レ給粮食_一、放_レ帰本郷_一。

a は、宝高を討った閻丈(閻長)の筑前国宛て牒状を持ち来日した李少貞らが、宝高の死を伝えて、逃亡した宝高一派の引き渡しを日本に要求したことに関する「公卿議」を記したもの、b は、前筑前国守文室朝臣宮田麻呂が宝高配下の新羅人から「雑物」を差し押さえていたことが発覚し、これに対する「公卿議」を記したものである。b によれば、宮田麻呂は宝高存命中、彼に絶を「付贈」し「唐国貨物」を得る手はずを整えていた。ところが、宝高急死で約束の貨物を得ることが難しくなり、承和8年末頃、宝高の死の混乱で再来した宝高配下の李忠らからその代物として「雑物」を強引に差し押さえたという。中央政府は新羅人からの訴えがあるまで、その間の経緯を全く把握できていなかった。得るべき予定の「唐国貨物」が「其数不_レ尠」と主張する宮田麻呂の言葉からは、宝高との間に相当数の具体的な物品の約束があったことが窺われよう。

その後、宝高との取引が発覚した翌年、すなわち承和 10 年(843)12 月、宮田麻呂は従者陽侯氏雄の密告により謀叛の罪を負うこととなる。彼の所有する京宅からは「兵具、弓十三枝、胡録三具、箭百六十隻、劍六口」が、同じく難波宅からは「兵器、冑二枚、零落甲二領、劍八口、弓十二張、胡籙十具、梓三柄」が、それぞれ証拠品として押収された。宮田麻呂は伊豆国へ配流となり、宮田麻呂の息子の内舎人忠基と無官安恒、従者二人、僧神叡もそれぞれ配流の罪を受けた。一方密告者の陽侯氏雄には大初位下が授けられ、筑前権少目に任じられた(『続日本後紀』承和 10 年 12 月丙子条・癸未条)。ところが貞観 5 年(863)の御霊会では、宮田麻呂の謀叛が「崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使、橘逸勢」らの事件とともに冤罪であったことが宣言されるのである(『日本三代実録』貞観 5 年 5 月 20 日条)。

従来、史料に詳細の伝わらないこの宮田麻呂の冤罪について、逮捕時に兵具が少なく、有力な共犯者もないこと、また前年の承和の変で宮田麻呂と同じ文室朝臣氏の秋津が連坐していたことなどから、単独の事件ではなく、承和の変の余波ではないかとする理解が示されていた⁽⁴⁾。

承和の変とは、周知のように、東宮坊帯刀伴健岑・但馬権守橘逸勢らの、嵯峨太上天皇の死を契機とする皇太子恒貞親王を奉じた「謀反」計画の発覚に端を発した政変のことである。この「謀反」計画は、上皇死没の直前、平城天皇の皇子阿保親王から嵯峨太皇太后(橘嘉智子)へ密告され、中納言藤原良房にも伝わっていた。そして、嵯峨太上天皇の葬儀を行った翌日の承和 9 年 7 月 17 日、主謀者とされた伴健岑と橘逸勢やその同族が捕らえられた。さらに、23 日には、皇太子の直曹が包圍され、恒貞親王は皇太子の地位を剥奪され、親王側近も幽閉・追放された(『続日本後紀』承和 9 年 7 月条)。その中には、宮田麻呂と同じ文室氏で春宮大夫であった秋津も含まれていた。秋津は天長 10 年の恒貞親王立太子とともに春宮大夫に就任していたが、変への連座で出雲員外守に左遷され、そこで翌年 3 月に死去している(『続日本後紀』承和 10 年 3 月辛卯条)。

一方、宮田麻呂の謀反をこの承和の変と結びつける見解に対し、近年ではそれを否定した別の解釈も提示されている。すなわち松原弘宣氏は、宮田麻呂の謀反を承和の変によるものと解釈すると、貞観 5 年の御霊会の時にはすでに故人となっていた秋津をはじめ承和の変に連坐した中心的人物を差し置き、なぜ変の周辺にあったに過ぎない宮田麻呂が怨霊とされたかが理解し難くなるとし、むしろ史料①b を重視すべきとして、この謀反の本質を、瀬戸内海交易活動の独占を目論む藤原北家が、国際交易にまで活動範囲を広げた宮田麻呂を脅威とみて抹殺した事件とみる⁽⁵⁾。また山崎雅稔氏も、秋津と宮田麻呂との関係について、同じ氏族という以外、実際に近い関係にあったと判断できる根拠に乏しいとし、謀反事件の背景にはむしろ史料①b のいう貿易トラブルがあったとみる⁽⁶⁾。

さて、宮田麻呂は「謀叛」とされた時も筑紫にあった可能性が高く⁽⁷⁾、宮田麻呂謀叛の背景に彼の筑前での活動との関連が疑われるべきことは確かである。しかしそうであっても、承和の変で表出した皇位継承をめぐる中央の対立構造の中において、以下で述べるように、彼が排斥された側に明らかに身を置く人物であったことが無視できない。

承和の変の背後には、当時の皇位継承をめぐる、淳和・恒貞父子を支える勢力と嵯峨・仁明父子を支える勢力との対立があったといわれている⁽⁸⁾。ならば、承和 7 年 4 月に筑前守に任じられた宮田麻呂が翌年正月にその任を解かれたという異例のスピード解任劇

において、この間に淳和上皇が死去している点、その後任には蔵人から転出の南淵朝臣年名があたった点は注目されよう（『続日本後紀』承和7年4月辛亥条、同8年正月甲申条）。9世紀前半代において蔵人の地方官への転出が南淵年名と承和9年正月の藤原衛の大宰大貳のみであることは、仁明王権がより直接的に筑前国府・大宰府を掌握しようとしていたものとみなしてよい⁽⁹⁾。こうした経緯から、少なくとも宮田麻呂の筑前国司解任は、仁明・道康系勢力の強い影響下に実行されていたとすべきで、少なくとも宮田麻呂の政治的立場がそれらとは対立的な位置にあったことが確認されるのである。

また、直接的な根拠を欠く秋津と宮田麻呂との関係も、近いと傍証できる史料はある。すなわち、宮田麻呂の筑前守解任を決した承和8年正月13日、同じ文室氏で正四位下文室真人名継が官位相当からみてかなり低い下総介に任じられている。名継は承和7年5月の淳和上皇死去の際、御後次第司長官文室秋津の下、その次官に任命された人物だから（『続日本後紀』承和7年5月癸未条）、文室氏のなかでも秋津とは近い関係にあったと目される。名継は御後次次第司次官の時は従四位下で文室朝臣としてみえていたから、それから承和8年正月までの間に、真人姓を称すようになり正四位下の授位もあつたらしい。しかし名継の下総介就任が左遷人事であったことは、後の仁寿元年(851)11月、彼が従五位下から従五位上に叙されていることから明らかである（『日本文徳天皇実録』仁寿元年11月甲午条）。この時の名継は再び文室朝臣姓でみえているが、下総介に就任後、彼は真人姓を朝臣姓に戻され、位も正四位下から従五位下にまで落とされていたのである。文室氏でも秋津に近い名継と、やはり文室氏の宮田麻呂の、同日における左遷・解任人事は、その具体的内容は不明にしても関連する人事とみなしてよからう。

そしておそらく、宮田麻呂自身、文室氏のなかでも秋津に近い系譜関係を持っていたのではないかと疑われる。宮田麻呂が「京宅」「難波宅」に蓄えていた兵器は、秋津の兄で武人として著名であった文室綿麻呂との系譜的関連を想起させるものであることがすでに指摘されている⁽¹⁰⁾。加えて、宮田麻呂は近江国内諸郡に家・地・水田の1セットを分布的に所有していたが⁽¹¹⁾、他に文室氏と近江との関係を探すと、綿麻呂・秋津兄弟の祖父で天武天皇孫の智奴王に行き着く。すなわち、天平14年(742)8月に始まった近江紫香楽宮造営において、その造宮卿に任じられたのが後に文室真人の賜姓を受ける智奴王であった（『続日本紀』天平14年8月癸未条）。宮田麻呂の保有していた難波宅に関しても、智奴王が天平勝宝6年4月以後摂津大夫の任にあつた（『続日本紀』天平勝宝6年4月庚午条）こととの関連が推測できる。宮田麻呂が近江・難波に展開していた経済的基盤は、智奴王に代表される文室氏の両地域への関係を引き継ぐ形で形成されていた可能性が高い。ならば、宮田麻呂は秋津と同様文室氏の中でも智奴王系とみるべきであつて、両者は智奴王後三代内には収まる近親者であつたとみて差し支えないであろう。

以上のことから、宮田麻呂は政治的にも系譜的にも皇太子恒貞を支える秋津らに極めて近い位置にあつたとみなされる。すなわち、宮田麻呂の謀叛が承和の変の直接の嫌疑によるか否かは明確ではないものの、大枠としてはこれが皇位継承問題と結び付く承和の変の「余波」であつたと理解して大過ないと思う⁽¹²⁾。したがって、変の直前から筑紫にあつて国際交易に携わる宮田麻呂の活動も、彼の私的な経済活動にとどめて理解すべきではなく、それ自体、当時の王位継承の矛盾・対立と結びついたものと考えらるべきであろう。ならば次の課題は、当該期において、王位継承問題と国際交易とがどのような構造と意味を

持って結合していたかである。

2. 張宝高と宮田麻呂の接点

宮田麻呂と関係を結んだ張宝高の交易目的を史料は直接示さない。しかし、『行記』開成4年(839)6月27日・28日条によれば、唐帝がその年新たに即位した新羅神武王を慰問するために派遣した使者は、宝高の「交関船」と行動をとともにしていた。そこには「大唐売物使」の肩書きを称した清海鎮兵馬副使崔暈らもあった。神武王は周知のように宝高の助力で即位しており、少なくとも宝高のこの時の唐での交易が神武王権を支える目的を持ったことは明らかであろう。しかし、神武王はその年の7月に急死し、次にやはり宝高の支援を受けた神武王の子文聖王が即位する。宝高が大宰府を介して「遣使献方物」を行ったのは翌840年の12月のことであった(『続日本後紀』承和7年12月己巳条)。そこで「人臣無_レ境外之交_一」との原則を持ち出した日本政府は、年が明けた承和8年(841)2月、宝高を「他臣」による遣使と断じ、大宰府に宝高進上の「馬鞍等」を返却し、「隨身物」は沽価に準じて「民間」での交易を許可するよう命じている(『続日本後紀』承和8年2月戊辰条)。納妃問題で表面化する清海鎮と新羅王権との政治的・経済的対立によって宝高が暗殺されたのはその年の11月であった⁽¹³⁾。したがって、その直前の宝高による日本への遣使・交易も、新羅の王位継承問題に深く関与することとなった彼の政治的活動と一連のものともみなしてよいであろう。これを受け付けず「方物」を返却した日本政府の対応は、これまでも指摘されているように、宝高の政治的意図による遣使によって、新羅王権内の紛争が日本へ波及しかねない危機を政府に認識・懸念させたためであろう⁽¹⁴⁾。

しかし、日本政府が遠ざけたはずのその宝高の使と、宮田麻呂は密かに取引を試みた。宮田麻呂は宝高が遣使を行った半年以上前の4月に筑前守に就任し筑紫にあったから、史料①bにみられる宝高との取引は、同年末来航した宝高使との間に成立したものだろう⁽¹⁵⁾。

この筑紫における宮田麻呂と宝高使の接近に関し、まず留意されるのは、宮田麻呂の帯した筑前守の職である。なぜなら、宝高と筑前国司との個別的な結び付きには前例があるからである。すなわち『行記』開成5年(840)2月17日条が載せる円仁の清海鎮大使(張宝高)宛て書簡において、円仁は、「筑前大守」より「書一封」を預かり宝高へ献じるつもりであったが、唐来着時の座礁でそれが流出してしまったと述べている。円仁が渡唐した承和5年(838)以前の「筑前大守」は、筑前権守であった小野朝臣末嗣が該当し(『続日本後紀』承和4年9月辛巳条)、宝高が宮田麻呂以前の筑前国守とも人的関係を構築していたことは確実である。

ただし、筑前国司の新羅交易者への接近は、その制度的裏付けが明確でない。周知のように、職員令大宰府条では大宰府が「帯」して独自の機構を持たないことになっていた筑前国は、天平14年(742)に別置され、それ以降廃止と復置を繰り返す。そして、大同3年(808)5月に大宰府の監・典各二員を減じて筑前国司を置いてからは(『類聚三代格』卷5大同3年5月16日太政官奏)、この状態が継続することとなる。けれども、養老職員令で「蕃客・帰化」の職責が大宰府と壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅等の国のみの規定となっていることを重視すれば、大同3年の筑前国司常置後も、筑前国内における「蕃客・帰化・饗宴」などの対外的業務は、筑後・肥前・肥後などと同様、あくまで大宰府管轄が前提であったとみた方がよい。史料①aの「公卿議」で、新羅人提出の牒状に「進上宰府」の詞が

無いのが問題視されたのも、このことと関連しよう。

しかしこのことは、「化外」からの来着者の多い筑前・筑紫・肥前・肥後の国司が、対外的業務とは無関係であったということの意味しないであろう。『続日本後紀』承和元年(834)3月丁卯条に「勅。在_二大宰府_一唐人張繼明、便令_三肥後守_二從五位下粟田朝臣飽田麻呂_一相率入_レ京」とあるのは、張繼明の来着に肥後守がかかわっていたことを前提としなければ理解できないように思われる。この点で、次の史料も注目されるであろう。

② 『日本紀略』弘仁4年(813)3月辛未条

大宰府言。肥前国司今月四日解稱。基肆団校尉貞弓等、去二月廿九日解稱。新羅一百十人駕_二五艘船_一、著_二小近嶋_一、与_二土民_一相戦、即打_二殺九人_一、捕_二獲一百一人_一者。又同月七日解稱。新羅人一清等申之。同国人清漢巴等、自_二聖朝_一帰来。云々。宜_二明間定_一。若願_レ還者、随_レ願放還。遂_二是化来_一者、依_レ例進止。

②によれば、弘仁4年、小近島来着の新羅人と「土民」との間で紛争が発生し、これを基肆軍団が肥前国に報告したので、肥前国司はその事実を同年3月4日に大宰府へ報告した。その3日後、肥前国司は新羅人一清らから新羅人清漢巴一行が日本より新羅へ帰国したとの情報を得て、これも同月7日に大宰府へ伝えている。一清らの伝えた清漢巴の帰国は、『日本後紀』弘仁3年(812)3月己未朔条に「新羅人清漢波等流来、依_レ願放還」とある記事とかかわるものと思われ、日本から放還措置を受けた新羅人のその後の消息が、肥前国領内来着の新羅人から肥前国司に伝えられ、これが大宰府に伝達されたとみられる。要するに、②をみる限り、大宰府の把握した来着新羅人に関する情報も、肥前国の官制組織の対応の上に得られたものということになる。

ならば、史料①aで、李少貞が本国から持参してきた「閩丈上_二筑前国_一牒」があらためて留意されることとなる。これによれば、閩丈や李少貞は、日本来着時の筑前国府との行政的な接触を予め想定していたとしなければなるまい。中央はその牒状に「進上宰府」の詞が無かったことを「例」と異なると問責したが、来航した少貞は「曾是高之臣」とされているように、彼はもと張宝高配下に名を連ねた人物である。『日本紀略』弘仁11年(820)4月戊戌条には「唐人李少貞」として出羽国漂着がみえ、早くから日本との交易にかかわった在唐新羅人であろう。したがって少貞らの筑前国への牒の提出は、そもそも従来からの日本での行政手続きの実態を踏まえての判断であったはずである。ここに、筑前国の大宰府のもとでの対外業務の分担を窺うことができるだろう⁽¹⁶⁾。

しかも来航した新羅人が、すぐには帰国せずしばらくの居留を選択するならば、彼らに行政的に接すべき当地官人層との関係はさらに深まっていったとみられる。その具体例を、弘仁6年(815)に大宰府に来航した新羅還俗僧信恵にみることができる。

『行記』会昌5年(845)9月22日条は、唐山東半島赤山院居住の新羅還俗僧李信恵が、弘仁6年(815)に大宰府に来航してそのまま8年間滞日した経歴を持つこと、この間筑前国太守の「須井王」の「哀憫」を受けたこと、その後天長元年(824)来日の宝高に従い渡唐して赤山法華院に入ったことなどを記す。信恵が天長元年に離日した契機は、「帰化」を称して大宰府管内で交易活動を行う新羅人らに対し同年に出された陸奥移配を命じる格(『三代実録』貞観12年2月20日条)を嫌ったためとみられ、信恵は「帰化」を称して大宰府管内に留まり交易に携わった新羅人の一人とみなしてほば間違いない。しかも、戸令没落外蕃条にあるように、戸貫に附される前の来着の「帰化人」は所在の国郡が保護するのが

国家の建前であったから、筑前国守「須井王」の信恵への「哀憫」は、おそらくこの制度を根拠とするものだろう。ここにも、筑前国の対外業務への関与が示されるとともに、それが人的関係にまで発展していた様子が窺われる。宝高と筑前国司の双方に深い関係を持つようになった信恵のような滞日経験者が、両者を結びつけることもあったに違いない。

以上のことから、筑前国司は、本来的に来航・在留する国際交易者と接触する環境を、公的に与えられていたとみなしうる。したがって、承和7年来航の宝高派遣の使節との取引に、宮田麻呂が筑前守としての立場を利用したことは十分考えられよう。そしておそらく、こうしたことは、当時の西海道では珍しいものではなかったと思われる。例えば、貞観8年(841)には肥前国基肄郡・藤津郡・高来郡・彼杵郡などの有明海周辺地域の郡領氏族が、新羅人弥賓長らとともに対馬を襲撃しようとする事件が発覚するが(『日本三代実録』貞観8年7月15日条)、ここには有明沿岸部の郡領層が来航する新羅交易民との関係を個別化させていた状況が読み取れる。また、貞観12年(845)に筑後権史生佐伯宿禰真継が大宰少式藤原朝臣元利萬侶の新羅国王との通謀を密告した事件も(『日本三代実録』貞観12年11月13日・17日条)、その真偽の顛末は史料に見えないものの、大宰府官人と新羅人との密接なつながりが前提とされた事件であったことが推測されて良いだろう。しかも、筑後国官人で密告者の真継がその証拠品として「新羅国牒」を提示しているとみられることは、有明ルートで通交する交易民の所持品が筑後国でも検じられていた実態を窺わせる⁽¹⁷⁾。

このように、地方官人層の、来航・在留する交易者との国家的枠組みを逸脱した関係も、対外交通管理においてその実務を担った彼らの公的任務と結び付き展開していた。宮田麻呂が恒貞皇太子を擁する政治グループにつながり交易活動を行った人物であるとの先の検討結果を前提とするならば、対外交易で公的に有利な立場を持つ筑前守への宮田麻呂の就任は、こうした政治勢力の意図を反映した人事とみなすべきである。宮田麻呂の筑前国守就任と解任の短期の間に、淳和上皇が死没しているから、もともと彼の筑前行き的人事に淳和上皇の援護があったことも推測される。これに対し、前述のように承和8年初頭、仁明王権は宮田麻呂を排除し、その後任に蔵人からの転任者を配置して筑前国への直接的影響力を高めたとみられる。

3. 承和の変後

ただし、宮田麻呂の筑前国守解任と仁明王権による筑前国への関与の強化は、ただ淳和上皇の死去のみが契機となったわけではあるまい。宮田麻呂の筑前守解任は、上皇死後半年以上も後のことであり、むしろそれは宝高使の来着直後、まだその使節が帰国せぬ間に決定した点にこそ注目すべきであろう。従来から指摘されてきた当該期の新羅王権内の対立の日本政治への波及の問題は、皇位継承問題の対立構図のなかで交易活動を行う宮田麻呂が、この時筑前国の行政機構を通して、同じく新羅王権内の対立の渦中に外交的な活動を活発化させた張宝高と接触する状況に立ち至ったという事実において、確かに当時の政府内に現実的・具体的な危機として認識されうる条件があった。

けれども、宮田麻呂の筑前守解任時点で、彼が代価を先渡して強引に宝高の使者と取引しようとしていた事態までは、中央政府も把握できていなかったようだ。『類聚三代格』巻18天長8年(831)9月7日太政官符によれば、政府が民間に許可していた新羅人との交易は、新羅人の持ち込んだ貨物のうち、官司先買の対象からは外されたものを府官檢察の

もと沽価に準じて交易する場合のみである。「方物」をもたらした宝高使に対し、政府が承和8年2月に許可した「隨身物」の民間交易も、沽価に準じて行うよう大宰府に命じているから、その方法はやはり天長8年官符に準拠したものである。したがって、宮田麻呂の代価先渡しによる交易は、明らかに政府の認めた民間交易の形態から逸脱していた。しかし、これが宮田麻呂の筑前守解任の直接の理由であるならば、その時はまだ宝高の使節が滞日中であったから、宮田麻呂の渡した繩が彼自身に返却されるなどして、その取引は反故にされたはずである。ところが、史料①bにあるように、宝高の使は宮田麻呂から渡された繩を持ち帰り、取引の約束を密かに履行する手はずを整える。宝高使節と宮田麻呂の関係を警戒して行われたとみられるこの時の筑前守解任に、両者の「密貿易」の事実はまだ加味されていなかったとすべきであろう⁽¹⁸⁾。

ならば、仁明王権の恐れた事態は、むしろ宝高の死とともに表面化したということになる。ここに従来から注目されてきた宝高の死の日本政府に与えた衝撃の具体像が見出される。史料①bによれば、この取引を見逃した大宰府は激しく叱責された。式部大輔で蔵人頭の藤原衛を大宰大貳に任命したのはその3日後のことである（『続日本後紀』承和9年正月戊申条）。この段階において、仁明王権は筑紫で展開する皇位継承問題とも結びつく多様な国際交易を、依然、府官機構によって封じ込めようとしていたらしい。

けれども、大宰府に赴任して実際にその対策にあたった衛は、現場においてそれ以上の極めて厳しい認識を持ったようだ。このことは、承和の変後発覚の一月後に裁可された衛の4条起請から窺われる（『続日本後紀』承和9年8月丙子条）。4条起請は全体として前筑前国守で筑紫を拠点に宝高との取引を行った宮田麻呂や、前豊後介で日田郡の「私宅」を拠点に活動していた中井王のように、「未得解由」を逆手にとった前任国司の留住活動に対処しようとしたものとみられている⁽¹⁹⁾。ここで、4条起請のうち、官符乱用による浪人の不正徴発の禁止を訴える第3条と、大宰府警備を理由とした私的開墾の禁止を訴える第4条は、そのまま朝廷によって許可され、「未得解由」の前任国司に帰京を促すよう求める第2条は、原則を承認した上で、欠負官物は填納させよとの条件が付加された。しかし、新羅人入境の一切の禁断を訴える第1条については、新羅商人の来航を引き続き認めるように内容に根本的な修正が加えられ、中央政府と大宰大貳の立場が相違していたことを示している⁽²⁰⁾。衛は留住する前任国司らへの統制だけでなく、来航する新羅人らの入境を拒絶しない限り、「寄事商賈、窺国消息」という事態、すなわち政治と新羅人交易者の結合の根は断ち切れないと考えていたようだ。この衛の危惧が現状を捉えたものであったことは、後に次々と明るみに出る貞観期の新羅人交易者と地方官人層とが結び付いた「謀叛」をみれば明らかであろう。

ところが、『類聚三代格』巻18承和9年8月15日太政官符をみるならば、新羅人入境の一切の禁断を訴える衛に対し、承和の変直後の中央政府がとった措置は「專禁入境、事似不仁。宜比于流来、充糧放還。商賈之輩飛帆来着、所贖之物任聽民間令得廻易、了即放却。但不得安置鴻臚館以給食。」という中途半端なものであった。すなわち、国際交易において国家先買の拠点となったとみられる鴻臚館⁽²¹⁾から新羅人を締め出しつつ、「民間」交易は許可するという措置である。新羅人交易者を官司先買対象から外したうえでの「民間」交易の許可は王権に交易上の直接的な益をもたらさないし、国家による対外交易の独占が強化されるわけでもない。承和の変によって皇位継承問題の矛

盾をひとまず押さえ込んだ仁明王権は、新羅人交易者を中央政府から遠ざけながらも、「民間」（おそらくは支配者層）の国際的な交易需要には応える姿勢を示した。しかも、この「民間」交易を府官に任せただけでなく、宮田麻呂で問題となった現地の官人と新羅人交易者との個別結合の温床を取り除くことすら行わなかった。ただ、その翌年に宮田麻呂に謀反の嫌疑をかけて彼を排除し、宮田麻呂の従者で主人の謀叛を密告した陽侯氏雄をその功により筑前権少目に任じただけである。承和の変直後の仁明王権は、宮田麻呂の従者を自派に引きつけ筑前国の行政組織にとどめるなど、従前の国際交易のネットワークをむしろそのまま自己に取り込み、大宰府支配を強めることで、その矛盾を切り抜けようとしていたようにみえる。

4. 円仁とその周辺

円仁の入唐求法は、まさにこうした承和期の王位継承問題の矛盾の真っ直中に行われていた。そして、彼は日本と結びつく旺盛な交易活動を唐で目の当たりにすることとなる。

③ 『行記』大中元年(847)6月9日条

得_レ蘇州船上唐人江長・新羅人金子白・欽良暉・金珍等書_一云《中略》書中又云。春大郎、神一郎等、乗_レ明州張支信船_一帰国也。来時得_レ消息_一、已発也。春大郎、本擬_レ雇_レ此船_一帰国_上。大郎往_レ広州_一後、神一郎将_レ銭金_一付_レ張支信_一訖。仍春大郎上_レ明州船_一発去。春大郎児宗健兼_レ此。々々々物、今在_レ此船_一云々。

右の史料は、遣唐使一行とは別に商船などを利用してまで入唐し、盛んに交易活動を行う日本の律令官人の姿をとらえたものである。ここにみえる「春大郎」が後に渤海通事や大隅守となる春日朝臣宅成、「神一郎」が後に伊予権掾となる大神宿禰巳井にあたることは、すでに佐伯有清氏の研究に詳しい⁽²²⁾。『行記』大中元年閏3月10日条によれば、円仁はこの春日宅成・大神巳井の雇った商船に同乗して帰国を計画したが、③にあるように、彼らは円仁を待たずに帰国してしまったのである。

大神巳井に関しては、『三代実録』貞観16年(874)6月17日条に「遣_レ伊預権掾正六位上大神宿禰巳井、豊後介正六位下多治真人安江等於唐家_一、市_中香藥_上」とあって、この時も律令政府に命じられて交易のために入唐したことが知られる。また、『朝野群載』巻一が載せる延喜12年(912)4月8日の「総持寺鐘銘」の略記によれば、越前守藤原朝臣の子の納言が、父の宿願を果たそうと黄金を「入唐使大神御井」に託して白檀香木を入手し、これで千手観音像を造り、摂津国島下郡に安置したという。この千手観音は、後に長谷の観音像の原像となっただけでなく、それが『長谷寺靈驗記』巻下第一三「山陰中納言得_レ聖人告_一造_レ総持寺_一事」で、父の宿願を果たす子の山陰中納言の物語として半ば説話化された形で登場する(『大日本仏教全書』寺誌叢書第二)。『長谷寺靈驗記』は、これを元慶期のこととするが、それが御井(巳井)の生存期と矛盾しないことは、すでに佐伯氏の指摘のとおりである⁽²³⁾。唐での交易を目的に律令政府によって派遣されたといわれる大神巳井の、個別貴族と結びついた交易活動の一端が垣間見える。

帰国後の春日宅成も、貞観5年(863)のものと思われる唐商陳泰信の円珍宛ての書状、あるいは『行歴抄』天安2年12月27日条に登場し、唐商・入唐求法僧・大宰府官人らと個人的な関係を切り結んでいたことが知られる⁽²⁴⁾。しかも、③にみられるように、在唐交易活動では男児宗健を伴うなど、その交易のあり方は血縁も動員し、人的ネットワークを

駆使したものであった。大神巳井の例をみても、彼らの活動がただ日本古代国家の先買の建前のもとにのみ展開していたとは考え難い。その点では、これと同じ頃、おそらく巳井・宅成らと同様の方法で律令官人として唐との交易に従事したとみられる田口円覚が、嵯峨太皇太后(橘嘉智子)の外戚氏族を出身とし、つまりは太皇太后と深く結びついた人物とみなしうる⁽²⁵⁾ことが留意される。政府によって唐に派遣された律令官人の交易活動にも、中央政治と個別に結びつくルートが隠されていたのである。

したがって、揚州市街で唐国指定の輸出禁止品の購入まで目論んだ承和の遣唐使一行の行動も(『行記』開成4年2月20日・21日・22日条)、それがいかに遣唐使として組織的に行われたものであったとしても⁽²⁶⁾、そこでの購入品が全て国家先買の建前のもとに日本国家に収められ、天皇を通じて分配されるルートをたどったと楽観することはできまい。これらの日本での行方を、史料から追跡することはほとんどできないのである。

事実、遣唐使とともに入唐した円仁の求法活動も、彼の本意は別として、中央の個別的な政治動向と深いかかわりをもたずにはいられなかったようだ。『行記』開成4年(839)2月27日条によれば、円仁は日本から天台座主円澄の預けた納袈裟を持参していたが、これは「淳和大后」、すなわち嵯峨皇太后の娘で恒貞親王の母でもある正子内親王が縫製したものとみられる⁽²⁷⁾。加えて、すでに述べたように円仁は「筑前大守」に託された張宝高宛ての「書一封」を持ち離日しているし、承和14年(847)9月に帰着し大宰府鴻臚館に入館した時も、早速、藤原良房・伴善男・小野篁に帰朝報告の一報を伝えている(『行記』承和14年11月25日条)。すでに触れたように「筑前大守」は小野末嗣とみられているし、帰着後の書状を京に運んだのも、大宰小弐で同じ小野氏の小野恒柯である。その宛先には、遣唐使を辞退して入唐しなかった小野篁が入っているが、篁と恒柯は祖父を同じくする近親者で、あるいは末嗣もまた、これらにつらなる近親者だったのではなかろうか。なお、円仁と大宰府の関係については、帰国後の大宰府での長期滞在もそれを示唆しよう。帰国直後の10月19日に円仁の入京を促す太政官符が到来し、11月7日には比叡山から迎えるの使者まで来たにもかかわらず、円仁は観世音寺講師の助力も得ながら大宰府周辺の寺社を巡って経典を転読し(『行記』)、入京を翌3月まで引き延ばししている(『続日本後紀』)。渡唐に際し、何度も九州で足止めをくらった円仁と大宰府との関係は浅からぬものがあったと推測される。また、承和の変時に奔走した藤原良房も帰国後の円仁を庇護したが、その背景には、生まれて間もない惟仁親王(後の清和天皇)を強引に皇太子にした良房が、入唐求法の成果を持ち帰った円仁へ強い期待を寄せたためといわれる⁽²⁸⁾。ただし、円仁の帰国直後の良房への帰朝報告をみるならば、良房と円仁の関係自体は、それ以前に遡るとみて差し支えない。円仁求法の後援者に大宰府官人や王位継承問題で渦中にある中央政界の中枢にある面々が名を連ねていたことは間違いなかろう。

ところで、円仁の時代における入唐僧の求法活動と日本政界との密接な結びつきは、遣唐使とは別に入唐した僧惠萼の例がより具体的であろう。すなわち、『行記』会昌2年(842)5月25日条・同5年(845)7月5日条によれば、五台山を巡礼後、五台の供を求めて会昌2年に日本へ帰国した惠萼は、その後再び渡唐し会昌の廢仏にあつて、会昌5年には還俗して楚州にあった。その彼の唐での活動が、嵯峨太皇太后の意を受けたものであったことはすでに明らかにされている⁽²⁹⁾。『元享釈書』巻6唐国義空伝や同巻16唐補陀落寺慧萼伝などによれば、太皇太后の意を受けた惠萼は抗州塩官県の齊安国師に要請して唐僧義空を招

聘することにも成功している。この招聘には先の田口円覚も関与していた。

この他、円仁を庇護した藤原良房は、後の仁寿元年（851）の円珍入唐に際しても、兄良相とともに皇太子惟仁親王を支える目的でこれを積極的に支援し、幼少の親王の安泰・消災を願って胎藏金剛両部の大曼荼羅像を図写させ請来させたことが知られている⁽³⁰⁾。仏法が国家・王権・身体の護持と結びつく例は枚挙にいとまがないから、以上のような入唐求法の成果に群がる支配者層の動機も、この宗教と政治の密接な関係のなから説明することがまずは可能であるように思われる。

しかし、必ずしも求法活動とは結びつかない、例えば文室宮田麻呂のような交易活動は、当該期の中央政治の場において、いかなる意味を持ち得たのであろうか。ところが、それを伝える直接的な史料が極めて乏しい。宮田麻呂の「唐国貨物」が日本でどのように使われる予定であったかなどを、史料は全く記さない。おそらくこの点が、「唐物」受容の史的意義をただ貴族の私的奢侈傾向の中に押し込め、あるいは宝高・宮田麻呂・宅成・巳井らの活動を「商人」の延長線上に理解させる余地を与えてきた要因の一つであろう。しかし、国際交易と国内政治が結びつく構造を解明する上では、この問題の解明が極めて重要なものとなる。

5. 国際交易品と政治

少なくとも中世では、「唐物」は京都において宴や儀式・法要の室礼（部屋を装飾する道具や調度）、法会の捧物、贈答品などに利用されていたが⁽³¹⁾、11世紀初頭の『源氏物語』でも、「唐物」は光源氏の魅力と権力を示す調度や贈答品として登場するから⁽³²⁾、それが持つ政治性と機能は古代にまで遡るものはずである。そして、9世紀末頃には成立したとみられる『竹取物語』⁽³³⁾をみるならば、いわゆる「唐風化」が盛行した9世紀においても、これが確かに支配者層の贈答品として珍重されていたことを確認できる。そこではかぐや姫が、求婚する男たちに結婚の条件として日本国外の産出品の贈与を求めているからである。『竹取物語』が平安前期の宮廷社会の一面を反映しているとみるならば、かぐや姫へ渡そうと入手困難な「外来品」を求めて奔走する貴族の姿は示唆的である。

実際、国際交易品は9世紀の宮廷内において、贈答品として政治的にも機能していたとみてよいと思う。『続日本後紀』嘉祥2年（849）10月癸卯条では、仁明天皇の算賀に際し、嵯峨太皇太后が大量の献物を行っているが、その中には沈香や純金を用いて装飾された「御挿頭」が含まれていた。沈香は『新猿楽記』八郎真人の段などでみられる「唐物」の代表品である。大神御井（巳井）が貴族の依頼を受け、唐で千手観音製作用に白檀香木を買い付けたことは先述したが、「御挿頭」も沈香を輸入し、陸奥の金などを使い日本で製作されたものの可能性がある。また黒漆棚厨子20基には「菓子唐餅」も盛られていた。恵尊や田口円覚の入唐を支援した皇太后が、個別にこうした品々を唐から入手する機会は十分あったはずである。

さらにその11月壬申条で皇太子道康親王も献物を行っているが、その時の厨子4前は、2前が煎香で作られ琴4面を納め、2前が蘇芳で作られ琴譜80巻を納めたものであった。厨子の材に使われた蘇芳は『新猿楽記』などに「唐物」としてみえるが、そこに納められた琴・琴譜にも唐将来品が含まれていたとみられる。『三代実録』貞観9年（867）10月4日己巳条の藤原朝臣貞敏卒伝には、「鼓琴」「琵琶」を得意とした貞敏が承和の遣唐使に任

命されて、琵琶の譜数十巻や「紫檀紫藤琵琶各一面」を将来するとともに、「琴箏」の「新声数曲」も修得したとあり、当時、琴や楽譜、新曲までもが唐からもたらされていたことを知ることができる。『三代実録』元慶3年(879)11月10日乙丑条良岑朝臣長松卒伝に「長松無_二他才能_一、以_二善彈_一琴、配_二聘唐使_一」とあるのも、長松が琴に関する知識・技能の将来のために承和の遣唐使に加えられたことを示している⁽³⁴⁾。嘉祥2年の算賀で皇太子がわざわざ天皇に献上した琴譜や琴も、天皇さえまだ持ち得ない稀少品であろうから、これが皇太子によって特別入手された「外来品」であった可能性は極めて高い。『文徳天皇実録』仁寿3年2月甲戌条の藤原朝臣関雄の卒伝は、「鼓琴」を好んだ関雄に文徳天皇が「秘譜」を賜い、その調べが良くなったと伝えており、こうして入手された楽譜のなかには「秘譜」として珍重されるものもあったようである。なお、楽器の技能は宴などでも発揮されたようで、『続日本後紀』承和6年10月己酉条によれば、藤原貞敏の唐での修学の成果が、帰国早々紫宸殿で開かれた酒宴で披露され、彼の琵琶の調べに群臣が酔ったという。貞敏が将来した紫檀・紫藤の琵琶もここで使用されたであろう。唐からもたらされるモノや技能は9世紀も宴・儀礼・贈答の場で政治的に利用されていたのである。

ところで、上述の奉獻に関し、目崎徳衛氏は、桓武天皇の専制君主性格によって造営・遊獵などの機会における奉獻宴飲の盛行が引き起こされ、嵯峨・淳和・仁明の時代にこれが奢侈的な奉獻儀礼へ発展したと指摘する。そして、その背後に皇親を押し立てて専制君主に接近しようとする氏族や官司の競争があったことを明らかにし、嘉祥2年の算賀もその盛儀の演出が皇太子の祖父藤原良房によって行われたことを推察する⁽³⁵⁾ここに「外来品」も投じられていたのである。

しかも当該期は、「諸司諸院諸家」の間でも宴飲が活発化していた。すなわち、『類聚三代格』貞観8年(866)正月23日官符は、「禁制諸司諸院諸家所々之人焼尾荒鎮又責人求飲及臨時群飲事」「禁制諸家并諸人祓除神宴之日諸衛府舍人及放縱之輩求酒食責被物事」という二つの禁制を掲げる。これは『三代実録』の同日条にもみえるが、それらによると、当時は、天平宝字二年に出されていた民間の「宴集」に対する規制も緩み、「諸院諸家所々之人」の任官・昇任時に家財を傾けるような盛大な祝宴・群飲が開かれて、客が期約を違えば激しく非難し、営設が不具であれば罵倒し侮辱するなど、鬪乱の淵源ともなっていた。さらに、諸家諸人の6月11日の祓除の神宴では、「諸衛府舍人并放縱之輩」が主の招きが無いまま客となってこれに押し入り、帰る時は被物(祝儀)を要求し、それが拒否されれば詰め寄って罵辱し、あるいは神言に託して唱え、主人を恐喝しているともある。

しかし、これらを禁制した貞観8年官符はあまり効果がなかったらしく、『類聚三代格』昌泰3年(900)4月25日官符「応重禁断諸司諸家所々人等饗宴群飲及諸祭使等饗事」は、奢侈的な群飲の禁制が天平宝字2年から寛平5年まで数度重ねて出されたのに、これらが有名無実化し、再び宴の競合が激しくなっているとその状況を非難している。しかもその官符によれば、飲宴参加の目的はただ快く酔うことではなく、被物にあった。それらはすでに延暦期からの兆候であり、『類聚三代格』延暦11年(792)7月27日官符は、平城・長岡両京で「豪富之室」「市郭之人」が喪儀において「僭奢」を競い典法を遵守しないことを規制し、同延暦17年(798)10月4日官符は、京畿内で夜祭が盛んで男女別なく大騒ぎして鬪争などトラブルも多いことを問題としている。これらは、目崎氏の指摘する王権への接近をめぐる氏族や官司の政治的競争が、宴などを介した贈与・散財という形をとって

宮外でも繰り広げられていたことを窺わせる。そもそも平安期において「奢侈」は、身分秩序を乱すものと認識されていたから⁽³⁶⁾、こうした競争もまた、身分競争としての意味を持っていたはずである。

官人、貴族間の奢侈的な宴と、そうしたなかで準備・贈答される「外来品」の政治性は、その少し後の10世紀後半に成立したとみられる『宇津保物語』にも反映されている。相撲節の後、右大将藤原兼雅邸で行われた還饗では、客人の座に紫檀や蘇枋製の机が置かれ、琴なども準備された。被物には通例を超えて綾製品をはじめとする高級繊維製品などがあてられた(俊蔭)。紫檀・蘇枋(蘇芳)についてはすでに述べたが、綾もまた『新猿楽記』に「唐物」としてみえる。兼雅の息子仲忠と朱雀帝の娘女一の宮との間にいぬ宮が生まれると、盛大な儀式・宴が繰り広げられたが、そこでも多くの「唐物」が登場し、贈答されている(蔵開上)。この他、立坊をめぐる源氏・藤原氏の綱引きで、「唐物」で飾り立てられた様々な物品が行き来した。例えば、東宮と源氏腹である藤壺との間の皇子誕生で、仲忠の贈ったものは、様々な香木で細工された蓬莱山の造形品であり、その高貴な香りに藤壺を囲んだ源氏側は圧倒された。これらは、兼雅の父で仲忠の祖父にあたる俊蔭が入手した「唐物」を利用したものであったという(国譲中)。祖父俊蔭は遣唐使で唐に渡った人物で、その遺品には唐土の人さえ見たこともない珍宝が多く含まれていた(蔵開上)。これら遺品が、その子孫の権威をも支えていたのである。遣唐使も登場するように、この物語には9世紀前半に遡る貴族世界が意識されている。

また、さらに後の『今昔物語』26-16、『宇治拾遺物語』180には、11世紀初頭前後、筑紫官人として赴任していた秦貞重が、大刀10腰を質に、摂関の藤原頼通や自分の知人に贈与するための「唐人の物」を博多の唐人から入手し上京した話しを載せる。その帰路、彼の舎人が淀の船上で商人から購入した「あこやの玉」を唐人に渡すと、唐人に預けていた大刀が全て貞重のもとに戻ってきた。この説話を、府官に連なる人々が「唐物」を京に運び商いを行った姿として理解する向きもあるが、ここでの貞重は、在京の摂関家や知人への贈物として「唐物」を入手したのであって、それを京での交易には利用していない。貞重の唐人に預けた質物も、貞重の舎人が別に個人的に入手していた真珠によって偶然取り戻されたのだから、貞重にとって「唐人の物」は商業資本としてではなく、京での贈与を目的に自己の財を担保に得たものである。そして、これが摂関家に渡されたから、そこに政治的意味が込められていたことは確実である。

上記の西海道有力層から中央有力者への「唐物」贈与は、平安期に実際に行われていたようだ。『小右記』は、11世紀前半、筑前高田牧の牧司であった宗像氏から高田牧を領有する藤原実資に繰り返し「唐物」が進上されたことを記している。しかしこの「唐物」は牧司の職掌によって獲得されたものではなく、社家と対立した宗像氏が独自に入手し個人的に贈与したものであった⁽³⁷⁾。長和4年(1015)、大宰大監の藤原蔵規も宋商周文徳から贈られた孔雀を道長に献上し、道長はそれを天覧に出している(『御堂関白記』長和4年4月10日条、『日本紀略』長和4年2月12日条、同閏6月25日条)。10世紀の初めには唐商が大宰大式に孔雀を贈った例もみられるが(『扶桑略記』延喜19年7月16日条)、それらはさらに中央有力層に贈与され、政治的に利用される場合もあったのである。『本朝文粹』巻2が載せる天暦11年(957)12月の菅原朝臣文時意見封事は、「一、請_レ禁_二奢侈_一事」として、地位の確保などを目的に、家資を傾けてでも「官途」や「私門」に高価なものを贈与する当時

の風潮を諫めるが、貞重や宗像氏の贈与にも、こうした動機がはたらいっていたであろう。そして、こうした贈与・散財の在り方は、先にみたように9世紀に遡るのである。

ところで、9世紀前半から9世紀後半にかけては、王臣勢家が強引に交通手段の獲得をはかっていた時期でもあった。松原弘宣氏は、地方での初期荘園の乱立と国郡衙の運漕の公認にともない、物資が大量輸送されてくる中央交易圏の諸津で諸司・諸家が駄馬や船などの運送手段を強奪する事件が相次ぎ、淳和・嵯峨・斎院の雑使などには公験が与えられて公的使者と位置付けられていく一方、その他の王臣勢家の強引な交通活動は国家によって海賊行為として排除の対象とされていったと指摘する⁽³⁸⁾。こうして強引に集められていく財が先の奉獻や宴などにも投じられていたとみて大過なからう。

しかも、考古学からは、尾張の緑釉陶器生産を淳和院が主体となって行い、それらが京内では淳和院・冷然院・嵯峨院、あるいは貴族の邸宅などで消費され、また地方では国司をはじめとする富有層の私的奢侈品として消費されていたとの指摘がある⁽³⁹⁾。緑釉陶器も雑使によって淳和院のもとに集められ、これが宴や儀式を飾る奢侈品・贈与品として、支配者層間の政治的結合をはかる財に利用されていた可能性がある。そうであるならば、周知のように緑釉陶器は青磁を模倣したものとみられているから、筑紫から入り東進する貿易陶磁器もまた、同様の機能を持ち得たことが考えられてよい。東国の遺物・遺跡を検討した田中広明氏も、京から下る官人や王臣佃使、僧侶等が緑釉陶器を消費する中心であり、これが社交場を通じて拡散した可能性を指摘し、貿易陶磁器の消費者も京から下る国司や勅使、王臣家と結び付き大規模開発を行った人々であったと推定する⁽⁴⁰⁾。

以上のようにみるならば、王位継承の矛盾を抱え淳和・恒貞父子を支持する政治グループにとって、文室宮田麻呂の「唐国貨物」も、政治闘争を切り抜ける重要な財と期待されていたはずである。具体的物品名は不明ながら、恒貞親王も奉獻を行っていたことは、『類聚国史』巻78奉獻部天長9年4月己巳条にみえている。円仁が唐で目撃した日本の官人・僧侶、在唐新羅人らの活発な国際交易にも、こうした日本の国内情勢が絡みついていたであろう。筑紫で荷を待つ宮田麻呂の役割もおそらくここにあった。だからこそ宮田麻呂の交易は、それ自体、最初から承和の変の「余波」を受ける条件を持っていたのである。

むすび

以上、平安期において「外来品」は政治的競争を有利にする財と認知され、その収集・分配が盛んに行われていたこと、特に承和期前後は、これが皇位継承問題につらなる政治闘争と結びつき激しく展開していたことをみた。国際社会の混乱を内政へ波及させる媒体としても機能しえた越境的経済活動の背後には、さらに、国際交易と「外来品」に政治的社会的意味を込めた支配者階層の政治的動機が作用していた。したがって、当該期の国際交易と政治史とが密接不可分の関係を持つのは、当然のことであったといえよう。

ところで律令国家のシステムでは、「外来品」は、そもそも対外関係を独占する天皇の中心性・先進性を表現するものでもあった。承和期前後の「外来品」確保の競争が、政治世界の中心をめぐる身分競争の様相を呈したのも、そうした律令国家の「外来品」の国家的位置づけと無関係ではなからう。入唐する人々の活動に隠された中央王貴族層との個別な結びつきも、おそらく奈良時代に遡りうるものだろう。しかし、政治性を帯びた承和期前後の国際交易の活況とその多様性は、史料遺存の偶然性を考慮したとしても、前代と

比して明らかに突出している。これらは、当該期が皇位継承に根本的な矛盾を抱えた、いわば中心の多元化した時代であったことに加え、国際交流自体も国家間交流の形式のみでは展開しえない多元化の時代に突入していたことが大きい。筑前における宮田麻呂の国際交易活動は、張宝高ら新羅人交易者の存在なくしては成立しえなかった。恵尊・春日宅成・大神巳井らの頻繁な在唐交易活動も、往来の商船を利用してはじめて可能となった。その彼らを受け入れアジアを往還した国際交易者は、日本の状況とは別の、唐や新羅の混乱と結びつき登場した人々である。そして、例えば宮田麻呂の取引相手となった宝高側にも、その交易に新羅王権の矛盾と結びつく政治的意味が込められていた。したがって、9世紀の国際交易とそこを行き来するモノの意味は、単に国内のシステム・状況から読み解かれただけではなく、国際的に多元化した時代の、越境的な相互交渉のなかで意味づけられる側面も持っていたはずである。本稿はこの点を具体的に提示するには至らなかった。承和期前後の国際交易の矛盾が以後どのように克服されていったかも含め、これらは全て今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 田中史生「揺らぐ『一国史』と対外関係史研究」（『歴史評論』626、2002年）。
- (2) 佐伯有清『最後の遣唐使』p135～136（講談社現代新書、1978年）。
- (3) 石上英一 a「日本古代一〇世紀の外交」（『東アジア世界における日本古代史講座』7巻、学生社、1982年）、同 b「古代国家と対外関係」（『講座 日本歴史』2、東京大学出版会、1984年）。
- (4) 坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』（吉川弘文館、1990年）。
- (5) 松原弘宣「文室朝臣宮田麻呂について」（『続日本紀の時代』塙書房、1994年）。
- (6) 山崎雅稔「貞観五年神泉苑御霊会の政治史的意義—文室宮田麻呂の慰撫を中心に—」（『中世成立期の政治文化』東京堂出版、1999年）。
- (7) 保立道久『歴史学をみつめ直す』第一部第二章（校倉書房、2004年）。
- (8) 玉井力「承和の変について」（『歴史学研究』286、1967年）、福井俊彦「承和の変についての一考察」（『日本歴史』260、1970年）。なお、最近では、固定的な皇位継承原理が未成立の当該期において、変直前に道康親王（後の文徳天皇）が元服し、恒貞親王の皇太子としての地位が不安定化したばかりか、淳和上皇死後、その後見人となった嵯峨上皇も死去したことで、皇太子の地位がさらに危ういものになっていたとみる説もある（神谷正昌「承和の変と応天門の変—平安初期の王権形成—」『史学雑誌』111—11、2002年）。
- (9) 山崎雅稔「承和の変と大宰大貳藤原衛4条起請」（『歴史学研究』751、2001年）。
- (10) 保立道久前掲注(7)「歴史学をみつめ直す」論文。
- (11) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』第四章（岩波書店、1967年）。
- (12) なお、貞観5年の御霊会で同じ文室氏でも秋津ではなく宮田麻呂が怨霊とされたことをもって、宮田麻呂の承和の変や秋津との関係を否定することはできないだろう。承和の変では春宮坊のほとんどの職員が左遷されているように、謀叛の中心が春宮坊と見なされていたと考えられるが、ここで同じ変の首謀者とされながら、但馬権守であった橘逸勢の冤罪が認められても、春宮坊帯刀の伴健岑は冤罪が確認されなかったことは留意されるべきである。すなわち、赦によって配流先の隠岐国から入京しようと試みた健岑には、貞観7年5月、出雲国への遷配の勅が下されている（『日本三代実録』貞観7年5月13日条）。赦により隠岐国から放免となった健岑に対して、謀叛の罪自体が反故にされることは無かった。したがって健岑と同じ春宮に仕え、かつそこで大夫として活躍していた秋津に復権が無かったことも、伴健岑や春宮坊と変との関係のもとに理解しておくべきだろう。秋津が怨

壺に選ばれなかったことは、ひとまず筑前にあって春宮坊と直接かかわらない宮田麻呂とは別次元の問題として捉える必要がある。

- (13) 濱田耕策『新羅国史の研究』第二部第四章(吉川弘文館、2002年)。
- (14) 石上英一注(3)b論文、山崎雅念前掲注(9)論文。
- (15) 松原弘宣「文室朝臣宮田麻呂について」(『続日本紀の時代』塙書房、1994年)。
- (16) この他『行記』大中元年(承和14、847)9月11日条には、円仁の乗った新羅人の船が唐から肥前国松浦郡鹿嶋に到着・停泊したところ、翌朝に筑前国丹判官(筑前掾の丹治比(実名不詳))の家人大和武蔵が島長とともにやってきたことが記されている。ただし肥前国領内来着の新羅船を筑前国司の家人が訪問したことが行政的な手続きと関連するか否かは不明である。
- (17) 山崎雅稔「貞観十一年新羅海賊来寇事件の諸相」(『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』32号、2001年)。
- (18) 中央が筑前国に命じていた煎塩停止を、宮田麻呂が無視して塩交易に荷担していたことなどが解任理由とされたのではなかろうか(田中史生「九・十世紀列島の交易と東アジア」(『アジア遊学』26、2001年)。
- (19) 山崎雅稔前注(9)論文。
- (20) 村上史郎「九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通—新羅人来航者への対応をめぐる—」(『史学』69-1、1999年)。
- (21) 田島公「大宰府鴻臚館の終焉—八世紀～十一世紀の対外交通システムの解明—」(『日本史研究』389、1995年)。
- (22) 佐伯有清『日本古代氏族の研究』第十「承和の遣唐使の人名の研究」(吉川弘文館、1985年)。
- (23) 佐伯有清前掲注(22)論文。
- (24) 松原弘宣「陳泰信の書状と唐物交易使の成立」(『続日本紀研究』317、1998年)。
- (25) 佐伯有清『最澄とその門流』Ⅲ二「円珍と円覚と唐僧義空」(吉川弘文館、1993年)。
- (26) 『行記』開成4年2月20日条によれば、入京した遣唐使本隊は長安での「雑物」購入ができず、それを円仁らが滞在する揚州で行わせようと使者を派遣したとあるから、彼らの揚州での交易活動も基本的には遣唐使としての組織的な活動の一環であったとみなさなければなるまい。
- (27) 保立道久『黄金国家』p147～p148(青木書店、2004年)。
- (28) 佐伯有清『円仁』p299～p231(吉川弘文館、1989年)。
- (29) 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」(『空海思想の書誌的研究』法蔵館、1990年)。
- (30) 佐伯有清『智証大師伝の研究』第三章(吉川弘文館、1989年)。
- (31) 関周一「唐物の流通と消費」(『国立歴史民俗博物館研究報告』92、2002年)。
- (32) 川添房江「交易史のなかの『源氏物語』」(『源氏研究』3、1998年)。
- (33) 室伏信助訳注『新版 竹取物語』(角川ソフィア文庫、2001年)参照。
- (34) 拙稿「入唐僧(生)をめぐる諸問題—平安時代を中心として—」(『史学研究集録』18、1993年)。
- (35) 目崎徳衛『平安文化史論』I「平安時代初期における奉獻—貴族文化成立論の一視角として—」(桜楓社、1968年)。
- (36) 西村さとみ「撰関期の奢侈観に関する覚書」(『奈良古代史論集』2、1991年)。
- (37) 正木喜三郎「宗像妙忠考」(『古代文化』38、1986)、山内晋次『奈良平安期の日本と東アジア』第二部第一章(吉川弘文館、2003年)。
- (38) 松原弘宣「海賊と応天門の変」(『愛媛大学法文学部論集』〈人文学科編〉5号、1998年)。
- (39) 尾野善裕「平安時代における緑釉陶器の生産・流通と消費—尾張産を中心に—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』92、2002年)。
- (40) 田中広明『地方豪族と古代の官人』Ⅳ編第1章(柏書房、2003年)。